

令和元年

上砂川町議会議録

第3回 定例会

上砂川町議会

上砂川町議会会議録目次

出席議員	1
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2

令和元年第3回定例会

第1号(9月17日)

議事日程	3
会議録署名議員	3
開会の宣告	4
開議の宣告	4
会議録署名議員指名について	4
会期決定について	4
諸般の報告	4
行政常任委員長 吉川 洋の報告	4
伊藤充章の第2回砂川地区広域消防組合議会臨時会結果報告	5
伊藤充章の空知中部広域連合議会第2回定例会結果報告	5
例月出納検査結果報告(6・7・8月分)	5
町長行政報告	5
教育長教育行政報告	6
同意第1号 教育長の任命につき同意を求めることについて(同意)	7
同意第2号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて(同意)	8
同意第3号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて(同意)	9
議案第24号 役場本庁舎建設工事請負契約締結について(原案可決)	9
議案第25号 上砂川町森林環境譲与税基金条例の制定について	10
議案第26号 上砂川町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について	11
議案第27号 令和元年度上砂川町一般会計補正予算(第4号)	13
議案第28号 令和元年度上砂川町国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)	16
議案第29号 令和元年度上砂川町水道事業会計補正予算(第1号)	17
認定第1号 平成30年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定について	18
認定第2号 平成30年度上砂川町水道事業会計決算認定について	18
決算特別委員会設置及び付託について	19
報告第4号 平成30年度上砂川町財政健全化判断比率等の報告について(報告済)	20
休会について	21
散会の宣告	21

第 2 号 (9月20日)

議事日程	2 3
会議録署名議員	2 3
開議の宣告	2 3
会議録署名議員指名について	2 3
一般質問	2 4
数 馬 尚	2 4
住民課長 白 土 ゆかり	2 4
高 橋 成 和	2 5
教育次長 齊 藤 琢 也	2 6
吉 川 洋	2 7
建設課長 佐 藤 康 弘	2 8
越 前 等	2 8
福祉課長 山 崎 数 浩	2 9
小 澤 一 文	2 9
教育次長 齊 藤 琢 也	3 1
議案第 2 5 号 上砂川町森林環境譲与税基金条例の制定について (原案可決)	3 2
議案第 2 6 号 上砂川町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について (原案可決)	3 2
議案第 2 7 号 令和元年度上砂川町一般会計補正予算 (第 4 号) (原案可決)	3 2
議案第 2 8 号 令和元年度上砂川町国民健康保険特別会計 (事業勘定) 補正予算 (第 1 号) (原案可決)	3 2
議案第 2 9 号 令和元年度上砂川町水道事業会計補正予算 (第 1 号) (原案可決)	3 2
認定第 1 号 平成 3 0 年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定について (認定)	3 3
認定第 2 号 平成 3 0 年度上砂川町水道事業会計決算認定について (認定)	3 3
調査第 3 号 所管事務調査について (許可)	3 4
追加日程について	3 4
意見書案第 2 号 「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫 負担制度堅持・負担率 1 / 2 への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「3 0 人以下学級」の実現に向けた意見書 (原案可決)	3 5
意見書案第 3 号 道教委「これからの高校づくりに関する指針」を抜本的に見直しすべての子 どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書 (原案可決)	3 5
意見書案第 4 号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書 (原 案可決)	3 6
閉会の宣告	3 6

出席議員

議席 番号	氏 名	3 定	
		9.17	9.20
1	小 澤 一 文	○	○
2	越 前 等	○	○
3	伊 藤 充 章	○	○
4	吉 川 洋	○	○
5	数 馬 尚	○	○
6	堀 内 哲 夫	○	○
7			
8	高 橋 成 和	○	○
9	大 内 兆 春	○	○

説明のため出席した者

役 職 名	氏 名	3 定	
		9.17	9.20
町 長	奥 山 光 一	○	○
副 町 長	林 智 明	○	○
教 育 長	飯 山 重 信	○	○
監 査 委 員	横 林 典 夫	○	○
監 査 事 務 局 長	内 野 博 之	○	○
総 務 課 長	米 田 淳 一	○	○
企 画 課 長	浅 利 基 行	○	○
建 設 課 長	佐 藤 康 弘	○	○
技 師 長	三 原 浩 明	○	○
住 民 課 長	白 土 ゆかり	○	○
福 祉 課 長 地域支援推進室長	山 崎 数 浩	○	○
税 務 出 納 課 長	西 村 英 世	○	○
教 育 次 長	斉 藤 琢 也	○	○

事務局職員出席者

職 名	氏 名	3 定	
		9.17	9.20
議 会 事 務 局 長	内 野 博 之	○	○
主 査	佐 藤 友 歌	○	○

上砂川町議会第3回定例会会議録（第1日）

9月17日（火曜日）午前10時00分 開会
午前11時35分 散会

○議事日程 第1号

- 第1 会議録署名議員指名について
第2 会期決定について
9月17日～9月20日
4日間
第3 諸般の報告
1) 議会政務報告
2) 閉会中における行政常任委員会
所管事務調査結果報告（吉川委員
長）
3) 第2回砂川地区広域消防組合議
会臨時会結果報告（伊藤議員）
4) 空知中部広域連合議会第2回定
例会結果報告（伊藤議員）
5) 例月出納検査結果報告（6・7
・8月分）
第4 町長行政報告
第5 教育長教育行政報告
第6 同意第1号 教育長の任命につき
同意を求めることについて
第7 同意第2号 教育委員会委員の任
命につき同意を求めることについて
第8 同意第3号 公平委員会委員の選
任につき同意を求めることについて
※ 同意第1号～第3号は、即決と
する。
第9 議案第24号 役場本庁舎建設工事
請負契約締結について
※ 議案第24号は、質疑・討論・
採決とする。
第10 議案第25号 上砂川町森林環境議

- 与税基金条例の制定について
第11 議案第26号 上砂川町印鑑の登録
及び証明に関する条例の一部を改正
する条例制定について
第12 議案第27号 令和元年度上砂川町
一般会計補正予算（第4号）
第13 議案第28号 令和元年度上砂川町
国民健康保険特別会計（事業勘定）
補正予算（第1号）
第14 議案第29号 令和元年度上砂川町
水道事業会計補正予算（第1号）
※ 議案第25号～第29号は、提
案理由・内容説明までとする。
第15 認定第1号 平成30年度上砂川
町一般会計及び特別会計決算認定に
ついて
第16 認定第2号 平成30年度上砂川
町水道事業会計決算認定について
※ 認定第1号・第2号は、認定に
付すべき理由・内容説明までとす
る。
第17 決算特別委員会設置及び付託につ
いて
第18 報告第4号 平成30年度上砂川
町財政健全化判断比率等の報告につ
いて

○会議録署名議員

5番 数 馬 尚
6番 堀 内 哲 夫

◎開会の宣告

○議長（大内兆春） おはようございます。

開会に先立ちまして、各議員にご連絡いたします。伊藤議員より議場へのつえの持ち込みの許可を求める申し出がありました。会議規則ではこれを認めておりませんが、第102条で議長が認めるときはこの限りではないとのことから、つえの持ち込みを許可することにいたしました。

以上です。

ただいまの出席議員は8名です。

理事者側につきましては、全員出席しております。

定足数に達しておりますので、令和元年第3回上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

（開会 午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（大内兆春） 直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員指名について

○議長（大内兆春） 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、5番、数馬議員、6番、堀内議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

◎会期決定について

○議長（大内兆春） 日程第2、会期決定について議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9月20日までの4日間をしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から9月20日までの4日間に決定いたしました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、お手元に配付の日程表のとおりでございます。

◎諸般の報告

○議長（大内兆春） 日程第3、諸般の報告を行います。

議政事務報告を行います。報告事項につきましては、それぞれ印刷してお手元に配付しておりますので、ごらんになっていただき、報告にかえさせていただきます。

次、閉会中における行政常任委員会の所管事務調査結果について報告を求めます。吉川委員長。

○4番（吉川 洋） それでは、行政常任委員会所管事務調査報告について、調査した結果を下記のとおりご報告いたします。

1、調査期間、令和元年7月29日月曜日、1日間。

2、調査項目、町内の老朽建築物（住宅、工場跡）の現状について、児童生徒の通学路の安全確認について。

3、調査目的、町内の景観並びに生活環境整備を考える、通学路の安全確保を考える。

4、調査委員、行政常任委員会、吉川、伊藤、高橋、数馬、小澤、越前各委員と大内議長の7名でございます。

次、調査場所、町内の8カ所、ア、中央北1条3丁目、次に東鶉北2条1丁目①、それから東鶉北2条1丁目②、鶉本町北1丁目、鶉2条2丁目、鶉4条3丁目、緑が丘2条1丁目、緑が丘3条1丁目。

説明員につきましては、佐藤建設課長、三原建設課技師長、齊藤教育次長、谷学務係長でございます。

7、調査結果、通学路を中心に町内8カ所の老朽不良建築物を調査をいたしました。住宅、工場跡においては倒壊のおそれがあるところもあり、早急に所有者と協議を進めなければならない建築物もありましたが、ただ中には所有者不明あるい

は所有者が複雑にかわっている建築物もあり、その対処の難しさを感じたところです。

次に、通学路の安全につきましては、一定程度の安全は確保されているものと考えられましたが、建築物の場所によっては冬期間に落雪の危険が想定されるものや住宅の中には無施錠のものもあり、悪用されかねないものも見受けられました。今回視察した以外にも町内には今後さらに老朽不良建築物になる可能性のものも多数見受けられ、将来このような物件をふやさないためにも何らかの対策が必要であることを確認をし、調査を終了いたしました。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 次、第2回砂川地区広域消防組合議会臨時会及び空知中部広域連合議会第2回定例会結果について一括して報告を求めます。伊藤議員。

○3番（伊藤充章） 令和元年第2回砂川地区広域消防組合議会臨時会が開催されましたので、ご報告いたします。

日時は、令和元年6月26日水曜日午前11時から。

場所につきましては、砂川市役所議会委員会室でございます。

議件といたしましては、議案第1号 令和元年度砂川地区広域消防組合会計補正予算（第1号）、議案第2号 砂川地区広域消防組合職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第3号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について、議案第4号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について。

結果であります。慎重審議の結果、各議件とも全会一致、原案のとおり可決されましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

続きまして、令和元年空知中部広域連合議会第2回定例会が開催されましたので、ご報告いたします。

日時は、令和元年8月23日金曜日午前10時から。

場所につきましては、空知中部広域連合広域介護予防支援センター世代間交流室でございます。

議件としましては、議案第1号 令和元年度空知中部広域連合一般会計補正予算（第2号）、議案第2号 令和元年度空知中部広域連合介護保険事業会計補正予算（第2号）、議案第3号 令和元年度空知中部広域連合国民健康保険事業会計補正予算（第1号）、議案第4号 令和元年度空知中部広域連合障害支援事業会計補正予算（第1号）、認定第1号 平成30年度空知中部広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号 平成30年度空知中部広域連合介護保険事業会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号 平成30年度空知中部広域連合国民健康保険事業会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号 平成30年度空知中部広域連合障害支援事業会計歳入歳出決算の認定について。

結果であります。慎重審議の結果、各議件とも全会一致、原案のとおり可決されましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 次、例月出納検査結果報告を行います。

本件につきましては、お手元に配付の報告書の6、7、8月分のとおりでありますので、ごらんいただき、報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

◎町長行政報告

○議長（大内兆春） 日程第4、町長の行政報告を行います。奥山町長。

○町長（奥山光一） それでは、町長行政報告をいたします。

今回報告いたします令和元年第2回定例会から本定例会までの町政執行上の町内外の行事、会議につきましては、お手元に配付の報告書のとおりでありますので、お目通し願います。

そのほか消費税率改正に伴う町使用料等の対応

につきまして報告をいたします。消費税につきましては、消費税法の改正に伴い、本年10月1日より、一部を除き、現行8%から10%へと2%引き上げとなります。この改正により、町使用料のうち水道料金と下水道使用料につきましては、町水道事業給水条例及び下水道条例において料金の合計額に消費税法に定める消費税額を加えた額と規定されておりますことから、基本料金の引き上げは行わないものの、消費税率引き上げ分が増額となるものであります。具体的には、1カ月の使用水量が8トンの場合、水道料金2,100円と下水道使用料1,500円に消費税が加算され、上下水道料金では現行3,888円が改正後は3,960円となり、72円の増額となるもので、引き上げ時期につきましては厚生労働省の通達により、新消費税の適用は10月1日以降の使用分からとなりますので、11月請求分からとなるものであります。

水道、下水道の両企業会計につきましては、独立採算を基本としており、人口減少等により大変厳しい会計運営を強いられておりますが、基本料金につきましては据え置きとすることから、関係条例の改正は行いませんが、実質消費税引き上げ分を負担していただくこととなりますことを報告させていただきます。なお、本件につきましては、町広報等により住民周知をいたすことを申し添えます。

上下水道料金以外の住宅使用料、し尿、ごみ収集料や戸籍手数料など各種使用料、手数料は、消費税の賦課対象外でありますので、現行どおりであります。

次に、株式会社上砂川振興公社で経営しております上砂川岳温泉パンケの湯における入館料等につきましては、現行消費税込みの料金設定となっております。近隣施設との競合等により経営状況は非常に厳しい状況ではありますが、近隣施設の動向を踏まえ、入館料のほか、宿泊料、レストラン、宴会につきましては現行料金のまま据え置くこととしておりますことを申し上げ、町長行政報

告といたします。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 以上で町長行政報告を終わります。

◎教育長教育行政報告

○議長（大内兆春） 日程第5、教育長の教育行政報告を行います。教育長。

○教育長（飯山重信） 教育行政報告を申し上げます。

令和元年第2回定例会以降の町内外の主要な会議、行事につきましてはお手元に配付させていただいております報告書のとおりでございますが、英語指導助手の招聘と全国学力テストの結果についての2件につきましてご報告申し上げます。

1件目、英語指導助手の招聘につきましてご報告申し上げます。資料ナンバー1をご参照願います。平成31年第1回定例会において教育行政報告にて報告させていただいておりますが、平成30年8月に採用した英語指導助手であるカナダ出身のルシエ・デヴィン氏については、帰国し、祖父の世話をしたいため再任用を辞退する旨の申し出があり、7月26日で本町の英語指導助手を退職、帰国しており、帰国に関する旅費及び後任の方の赴任経費につきましては当初予算に計上させていただいたところでございます。

なお、再任用辞退の申し出を受け、新たな英語指導助手を採用するため、北海道国際課と調整を行い、このたび資料に記載のある方を採用いたしましたので、ご報告させていただきます。本町の採用条件としては、カナダ国籍で運転免許を有する男性単身者を優先する条件を付した事前要望調査書を提出しており、今回採用いたしました英語指導助手は、アメリカ国籍のフリン・ライアン氏、23歳で、男性単身者となっております。ライアン氏につきましては、デヴィン氏同様、中学校における正しい発音や正確な聞き取り能力の指導を行っていただき、あわせて令和2年度から小学校5、

6年生についても英語が教科となることから、小学生に対しましても同様に指導していただくことと町の事業であるキッズ体験クラブやこども園での英語になれ親しむための授業においても活躍していただきたいと考えているところでございます。

任用期間は本年8月5日から来年の8月4日までの1年間となっておりますが、最長で5年間再任用することが可能であります。住宅については、デヴィン氏が居住していた鶉本町の平家の職員住宅を使用いただいております。今後につきましては、生の英語を児童生徒に十分反映できる英語指導助手となるよう、授業への活用方法についても学校と協議を行いながら、子供たちの英語力向上を図ってまいりたいと考えております。

2件目、全国学力テストの結果につきましてご報告申し上げます。資料ナンバー2をあわせてご参照願います。全国学力テストにつきましては、平成19年に全員参加方式で実施され、国語、算数、数学は基礎力を問うA問題と応用力を問うB問題に分類され、それぞれ調査が実施されておりましたが、本年度より基礎知識と応用力を一体的にはかる方式に変更となり、あわせて中学校においては初めて英語の調査が実施されたところです。

本町の調査結果につきましては、昨年度の調査においては、近年徐々であります、改善傾向にありましたが、中学校では再び全国平均との差が広がった教科がありました。本年度の調査においては、小学校においては国語は全国平均を上回り、算数は全国平均には届かないものの全道平均と同じとなり、学校などによる地道な努力により学力の底上げが図られたものと考えます。しかし、残念ながら、中学校においては全ての教科において全国及び全道平均を下回りました。

教育委員会としては、8月1日に各校長に対し、今回のテストの結果の分析を行い、児童生徒に合わせた指導や授業の改善などを実施して学力向上を行うよう指示したところです。

また、学力テストにあわせ実施された児童生徒の生活実態を把握する児童生徒アンケート調査におきまして、ふだん1日当たりどのくらい家などで勉強するのかとの問いに、小学校では1時間以上すると答えた児童の割合は全国平均で66.1%に対し、当町では76.5%で高い割合になっておりますが、中学校におきましては全国平均69.8%に対し、当町では57.1%と低い割合となっております。このことから、特に中学校においては家での学習時間が短い傾向にあることから、家庭での生活習慣の改善が必要と考えます。学力向上には、今後においても学校の授業はもとより家庭での学習もとても重要でありますので、家庭学習の手引を活用させ、家庭学習の習慣化を図り、教育委員会、学校、家庭が一体となって学力向上に努めてまいります。

本町としては、全道、全国平均に届かない教科があることから、公設学習塾の利用促進や朝学習や放課後等における学習サポートの充実を図りながら、できることを着実に積み重ねていくことが重要であり、学校と連携しながらさらなる学力向上を図っていきたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、教育行政報告といたします。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 以上で教育長教育行政報告を終わります。

◎同意第1号

○議長（大内兆春） 日程第6、同意第1号 教育長の任命につき同意を求めることについて議題といたします。

ここで慣例により、飯山教育長の退席をお願いいたします。

〔教育長 飯山重信 退場〕

○議長（大内兆春） 提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました同

意第1号 教育長の任命につき同意を求めることについて提案理由並びに内容の説明をいたしますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

提案理由といたしましては、現教育委員会教育長、飯山重信氏が令和元年9月30日で任期満了となるに伴い、同氏を任命することについて議会の同意を求めるものであること。

内容の説明をいたしますので、本文をご参照願います。次の者を本町教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求める。

住所、上砂川町

氏名、飯山重信。生年月日、

。職業、上砂川町教育長。備考、

任期3年。

本件は人事案件でございますので、全会一致をもって同意くださいますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 以上で提案理由の説明を終わります。

本件は人事案件でございますので、この際質疑、討論を省略し、即決でまいりたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

これより同意第1号について採決いたします。

お諮りいたします。本件は、町長の提案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

よって、同意第1号 教育長の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定いたしました。

それでは、飯山教育長の入場をお願いいたします。

〔教育長 飯山重信 入場〕

○議長（大内兆春） ここで教育長に任命されました飯山氏から挨拶をいただきます。飯山教育長。

○教育長（飯山重信） 一言ご挨拶申し上げます。

本会議開催の中、貴重な時間を割いていただきまして感謝申し上げます。ただいま教育長としての任命につきましてご同意をいただきましたこと、まことにありがとうございます。また改めてその重責を痛感し、身の引き締まる思いでございます。これから3年間、教育行政、たくさんの課題のある中、教育行政の代表として、教育委員を初め、議会の議員の皆様や学校、地域の皆様、町職員の皆様と連携をし、教育発展に全力を尽くしてまいり所存でございます。

甚だ簡単であります、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくようお願いいたします。

◎同意第2号

○議長（大内兆春） 日程第7、同意第2号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました同意第2号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて提案理由並びに内容の説明をいたしますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

提案理由といたしましては、現委員、栗原順道氏が令和元年9月30日で任期満了となるに伴い、後任に高橋博文氏を任命することについて議会の同意を求めるものであること。

内容の説明をいたしますので、本文をご参照願います。次の者を本町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

住所、上砂川町

氏名、高橋博文。生年月日、

。職業、会社員。備考、任期4年。

本件は人事案件でございますので、全会一致で

同意くださいますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 以上で提案理由の説明を終わります。

本件も人事案件でございますので、この際質疑、討論を省略し、即決でまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

これより同意第2号について採決いたします。

お諮りいたします。本件は、町長の提案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

よって、同意第2号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定いたしました。

◎同意第3号

○議長（大内兆春） 日程第8、同意第3号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました同意第3号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて提案理由並びに内容の説明をいたしますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

提案理由といたしましては、現委員、木村征紀氏が令和元年9月30日で任期満了となるに伴い、同氏を再任することについて議会の同意を求めるものであること。

内容の説明をいたしますので、本文をご参照願います。次の者を本町公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求める。

住所、上砂川町

氏名、木村征紀。生年月日、

。職業、無職。備考、任期4年。

本件は人事案件でございますので、全会一致で同意くださいますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 以上で提案理由の説明を終わります。

本件も人事案件でございますので、この際質疑、討論を省略し、即決でまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

これより同意第3号について採決いたします。

お諮りいたします。本件は、町長の提案どおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

よって、同意第3号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定いたしました。

◎議案第24号

○議長（大内兆春） 日程第9、議案第24号 役場本庁舎建設工事請負契約締結について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第24号 役場本庁舎建設工事請負契約締結について提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

提案理由といたしましては、役場本庁舎建設工事の工事請負契約の締結に当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであること。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願います。

○議長（大内兆春） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、ご指示によりまして、議案第24号について内容の説明をいたします。

このたびの議案は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に定める予定価格5,000万以上の工事請負契約の締結につきまして議会の議決を求めるものであります。

建設工事は、役場本庁舎建設計画に基づき、現在の本館北側に東館と接続する新築棟を建設するものであります。新築棟は、鉄筋コンクリート2階建て、延べ床面積は金融棟を含めて1,770.26平方メートル、エレベーター設置を含む建築主体工事、自家発電装置を含む電気設備工事、機械設備工事、北側町道側の外構工事を実施するもので、令和元年度は本庁舎基礎工事、外構工事の一部、関連する設備工事を、令和2年度に完成させるものであります。工事の竣工期限は、令和3年3月31日であります。

入札につきましては、三鈺・高橋・増原経常建設共同企業体、砂子・櫻井千田経常建設共同企業体、西出・林経常建設共同企業体、株式会社泰進建設滝川本店、笹木産業株式会社の5者による指名競争入札の方法で去る9月10日に執行し、1回目ですべての予定価格に達し、落札決定をいたしました。入札額は、笹木産業株式会社6億2,500万円、西出・林経常建設共同企業体6億2,000万円、株式会社泰進建設滝川本店6億500万円、砂子・櫻井千田経常建設共同企業体6億円、三鈺・高橋・増原経常建設共同企業体5億7,800万円、三鈺・高橋・増原経常建設共同企業体に落札決定したもので、契約金額は消費税相当額5,780万円を加えた6億3,580万円であります。

それでは、本文に参ります。次のとおり工事請負契約を締結する。

- 1、工事名、役場本庁舎建設工事。
- 2、工事の場所、上砂川町字上砂川町40番地10。
- 3、工事の概要、鉄筋コンクリート造2階建て、

本庁舎延べ面積1,770.26平方メートル（金融棟含む）。建築主体工事（昇降機含む）、電気設備工事（自家発電設備含む）、機械設備工事、外構工事、令和元年度実施工事分、本庁舎基礎工事、外構工事の一部、関連する設備工事。

4、竣工期限、令和3年3月31日。

5、契約金額、6億3,580万円。

6、契約の相手方、三鈺・高橋・増原経常建設共同企業体、代表者、三鈺建設株式会社上砂川支店支店長、小野寺秀夫。

7、契約の方法、指名競争入札。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 以上で提案理由並びに内容の説明が終了いたしましたので、これより順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

議案第24号に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 討論なしと認めます。

これより議案第24号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号 役場本庁舎建設工事請負契約締結については、原案のとおり決定いたしました。

◎議案第25号

○議長（大内兆春） 日程第10、議案第25号 上砂川町森林環境譲与税基金条例の制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第25号 上砂川町森林環境譲与税基金条例の制定について提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

上砂川町森林環境譲与税基金条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、森林環境譲与税の創設に伴い、当該譲与税を基金として積み立て、必要に応じて活用するなど適切な管理運用を図るため、本条例を制定するものであること。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくようお願いいたします。

○議長（大内兆春） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、ご指示によりまして、議案第25号について内容の説明をいたします。

このたびの議案は、平成31年3月29日に森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が公布され、本年度より国から森林環境譲与税が譲与されることとなりましたが、その用途につきましては森林の間伐や林業の人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や啓発を含む森林整備及びその促進に関する費用に充てなければならないとされておりますことから、これを基金として積み立て、必要に応じて活用するなど、法に基づき適正に当該譲与税を管理するため、上砂川町森林環境譲与税基金条例を制定するものであります。

なお、市町村への配分基準は法令で定められており、総額の50%を私有林人工林面積、30%を国調人口、20%を林業就業者数で案分し、9月と3月の2回に分け、譲与されることとなっております。本町におきましては、私有林人工林面積が660ヘクタール、国調人口が3,479人、林業就業者数が2人となっております、本年度の譲与税の総額は120万円と見込まれますことから、あわせてこれを一般会計補正予算（第4号）に予算計上するもの

であります。

それでは、本文に参ります。上砂川町森林環境譲与税基金条例。

（設置）

第1条 森林整備及びその促進に要する経費の財源に充てるため、上砂川町森林環境譲与税基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条 基金に積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（運用益金の処理）

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、第1条に規定する森林整備事業の経費に充てるほか、この基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第5条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第6条 町長は、第1条の目的のために基金の全部又は一部を処分することができる。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第26号

○議長（大内兆春） 日程第11、議案第26号 上

砂川町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第26号 上砂川町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

上砂川町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、住民基本台帳法施行令の改正に伴い、旧氏による印鑑登録及び印鑑登録証明書への旧氏の記載が可能となるよう関係条項を改正するものであること。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、ご指示によりまして、議案第26号について内容の説明をいたします。

このたびの改正は、社会において旧氏を使用しながら活躍する女性が増加している中、女性活躍推進の観点から、住民票や個人番号カードに旧氏を併記できるよう住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令が本年11月5日から施行されることに伴い、印鑑登録においても旧氏での登録や旧氏を併記した証明書の発行が可能となるよう、所要の改正を行うものであります。

旧氏併記の概要でございますが、住民票、個人番号カードに併記できる旧氏は1人1つで、希望する方は併記したい旧氏が記載された戸籍謄本等から今の氏の戸籍謄本等までの連続した戸籍謄本等と個人番号カードまたは個人番号通知カードを持って役場で旧氏併記の請求をし、請求後は住民

票の写しに旧氏と現在の氏の両方が記載され、一度旧氏併記を希望した方は削除を希望しない限り、転出しても転入先の市町村で旧氏が併記されます。

この改正のためのシステム改修費につきましては、平成29年12月定例会と平成30年6月定例会において提案、可決されており、改修は既に終わっております。

改正の内容でございますが、現在登録できる印鑑は住民票に記録されている氏名、氏、名、もしくは通称をあらわすものに限定されておりますが、これに旧氏の規定を加え、印鑑登録証明書にも旧氏を記載し、あわせて条項及び文言等を整理するものでございます。

なお、条例本文の改正箇所につきましては、お手元に配付の資料ナンバー3の新旧対照表をご参照願います。

それでは、本文に参ります。上砂川町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例。

上砂川町印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和50年上砂川町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「町内に住所を有し、かつ」を削り、「、住民基本台帳法」を「住民基本台帳法」に改め、「（昭和42年法律第81号）の次に「。以下「法」という。」を、「基づき」の次に「本町が備える」を加え、「登録されている者」を「記録されている者」に改める。

第10条第1項第2号中「住民基本台帳法」を「法」に改め、同項第5号中「氏」の次に「（氏に変更があった者にあつては、住民票に記録がされている旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）を含む。）」を、「（外国人住民」の次に「（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）」を、「通称」の次に「（令第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）」を加え、「住民基本台帳

法」を「法」に、「掲げるもの」を「掲げる者」に、「第11条第1号」を「第11条第1項第1号」に改める。

第11条第1項第1号中「住民票」を「住民基本台帳」に改め、「、名」の次に「、旧氏」を加え、「(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の26第1項に規定する通称をいう。)」を削り、「又は氏名」の次に「、旧氏」を加え、同項第2号中「氏名」の次に「、旧氏」を加え、同条第2項中「(住民基本台帳法第30条の45に規定する外国人住民をいう。)」を削る。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年11月5日から施行する。

(経過措置)

2 この条例施行の際現に改正前の規定により交付された印鑑登録証明書は、この条例による改正後の規定により交付された印鑑登録証明書とみなす。

以上でございます。

○議長(大内兆春) 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第27号

○議長(大内兆春) 日程第12、議案第27号 令和元年度上砂川町一般会計補正予算(第4号)について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長(奥山光一) ただいま上程されました議案第27号 令和元年度上砂川町一般会計補正予算(第4号)について提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

令和元年度上砂川町一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,700万円を追加し、歳入歳出予算の総額

を歳入歳出それぞれ32億4,940万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年9月17日提出、北海道上砂川町長。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長(大内兆春) 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長(林 智明) それでは、議案第27号について内容の説明をいたします。

2 ページであります。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、1款町税10万円の追加で、1億6,165万7,000円となります。

3 項軽自動車税10万円の追加で、641万円となります。

2 款地方譲与税120万円の追加で、1,520万円となります。

3 項森林譲与税120万円の追加で、120万円となります。

8 款地方特例交付金200万円の追加で、210万円となります。

1 項地方特例交付金、同額であります。

13 款国庫支出金79万4,000円の追加で、2億4,388万5,000円となります。

2 項国庫補助金79万4,000円の追加で、9,251万2,000円となります。

15 款財産収入13万8,000円の追加で、1,654万8,000円となります。

1 項財産運用収入13万8,000円の追加で、1,651万7,000円となります。

17 款繰入金1億円の追加で、2億9,260万円となります。

1 項基金繰入金、同額であります。

18 款諸収入691万6,000円の追加で、9,311万7,000円となります。

5 項雑入691万6,000円の追加で、8,379万3,000

円となります。

20款繰越金2,575万2,000円の追加で、6,231万3,000円となります。

1項繰越金、同額であります。

21款環境性能割交付金10万円の追加で、10万円となります。

1項環境性能割交付金、同額であります。

歳入合計が1億3,700万円の追加で、32億4,940万円となります。

2、歳出、2款総務費2,326万4,000円の追加で、4億6,908万6,000円となります。

1項総務管理費2,326万4,000円の追加で、4億3,047万8,000円となります。

4款衛生費1,041万6,000円の追加で、2億5,347万1,000円となります。

1項保健衛生費1,041万6,000円の追加で、1億5,105万6,000円となります。

6款農林水産業費120万円の追加で、298万1,000円となります。

1項林業費、同額であります。

7款商工費1億円の追加で、1億5,011万8,000円となります。

1項商工費、同額であります。

8款土木費181万5,000円の追加で、4億2,632万円となります。

2項道路橋りょう費181万5,000円の追加で、1億6,401万9,000円となります。

10款教育費30万5,000円の追加で、1億2,414万円となります。

4項社会教育費30万5,000円の追加で、1,015万1,000円となります。

歳出合計が1億3,700万円の追加で、32億4,940万円となります。

事項別明細書9ページ、歳出でございます。3、歳出、2款1項1目一般管理費438万2,000円の追加で、7,281万7,000円となります。事務用パソコンのOSのサポートが明年1月に停止となるため、78台分のデスクトップパソコンをリース方式

に変更することから、11節需用費、消耗品で6万円、12節役務費に51万4,000円、13節委託料で263万2,000円、14節使用料及び賃借料で117万6,000円となります。

3目財政管理費187万6,000円の追加は、財務会計システムのOSのサポート更新及び独自サーバーからクラウド化に係る経費の計上であります。

5目財産管理費958万5,000円の追加は、マイクログラス社が人手不足を解消するため産業用ロボットを購入し、対応しておりましたが、このたびロボット製作を内製化するため、旧コンベンションホールの一部を活用し、内製化したいという要望があったことから、内部改修経費として計上するものであります。

6目企画費137万9,000円の追加は、北海道市町村協会設立40周年記念事業として各自治体の防災、減災事業に対し交付金を交付することとなり、本町においては発電機2台を購入するものであります。

9目諸費207万8,000円の追加で、2,547万3,000円となります。

資料ナンバー4をご参照願います。上砂川120年・開町70年記念事業概要であります。1、概要ですが、本年、上砂川町は開拓のくわがおろされて以来120年、昭和24年1月の開町以来70年の記念すべき年を迎えたことから、記念式典等を実施するものであります。日時は令和元年10月26日土曜日午前10時からで、場所は上砂川町民センター2階大会議室で行います。式典内容であります。記念式典はVTRの上映のほか、上砂川120年・開町70年記念特別表彰、功労表彰、またアトラクションとしてクラシックコンサートを予定しております。予算であります。8節報償費は表彰用及び各種謝礼として119万1,000円、11節需用費、食糧費は昼食会用として10万5,000円、需用費、消耗品は各種消耗品として3万7,000円、12節役務費は会場横幕製作などとして4万5,000円、13節委託料は上砂川町の歴史映像制作委託として40

万円、合計177万8,000円を計上するものであります。

予算書にお戻り願います。23節償還金、利子及び割引料30万円の追加は、障害者自立支援給付金の精算返還金の計上であります。

11目地域振興費127万4,000円の追加で、2,774万4,000円となります。日本ハム応援大使事業として応援大使が本町を訪問する11月にトークショーを開催するため、関係経費を計上するもので、8節報償費に2万円の計上、11節、消耗品に39万6,000円の計上、食糧費に3万7,000円、印刷製本費に6万8,000円、12節役務費に3万9,000円の計上、13節委託料に16万円の計上、14節使用料及び賃借料に5万円の計上をするものであります。11節需用費、修繕料は、現在まちの駅ふらっとで石炭ケーキなどを提供しておりますが、食品衛生法の許可を得ていないことからテイクアウトできない状況にあり、今後イベントへの出展や石炭ケーキなどを本町のお土産として利用するためには製造室の設置が必要であることから、厨房に仕切り戸を取りつけ、製造室を確保するため48万6,000円の計上、12節役務費1万8,000円は食品衛生法の申請料の計上であります。

13目役場庁舎建設費269万円の追加は、現在公用車については土木車庫及び土木車庫敷地内に駐車しておりますが、敷地内に駐車している公用車については既存車庫の移設でなお不足する2台分の車庫を衛生車庫西側に設置するもので、新設した車庫は庁舎完成後災害備蓄倉庫として活用するものであります。

4款1項1目保健衛生総務費1,021万6,000円の追加で、1億2,829万8,000円となります。13節委託料621万6,000円の追加は、令和2年6月に本格運用開始となる母子健康管理システムを活用し、子供時代の健診、予防接種等の個人情報歴を一元管理する仕組みを構築し、全国の市町村で情報の共有連携を図るため、導入経費として計上するものであります。28節繰出金400万円の追加は、水

道事業会計に繰り出しするものであります。

3目環境衛生費20万円の追加は、下鶉共同浴場シャワーの修繕料の計上であります。

6款1項1目林業振興費120万円の追加は、先ほど基金条例でもご説明いたしましたが、森林環境譲与税が本年度から譲与され、用途が木材利用の促進など限定されていることから、今後公共施設への活用を視野に基金へ積み立てするものであります。

7款1項2目企業開発費1億円の追加で、1億1,480万5,000円となります。

資料ナンバー5をご参照願います。企業振興促進条例助成事業の概要であります。対象事業は、医療用製品製造設備整備事業で、実施企業はマイクログラス社であります。事業概要であります。医療機関等の病理検査で使用する高品質マイクロトームかえ刃の需要増加により、生産技術向上を図る必要があるため、4の設備投資計画にあります製造機器を整備するため、あわせて経営、雇用の拡大と事業の安定化を図るものであります。助成額は、設備投資額が総額2億3,564万円であり、上限額の1億円となります。

予算書にお戻り願います。8款2項1目道路維持費181万5,000円の追加は、昭和63年製13トン級除雪ドーザーが老朽化が著しいことから、除雪車は購入せず、仕様も11トン級としてリース方式で使用するため計上するものであります。

10款4項1目社会教育総務費30万5,000円の追加で、344万1,000円となります。10月6日開催の山岸涼子氏のトークショーについては反響が大きく、会場を町民センターから体育センターに変更したことに伴い、関係経費の追加で、11節需用費に23万円、委託料に7万5,000円計上するものであります。

次に、6ページ、歳入であります。2、歳入、1款3項2目環境性能割10万円の追加で、消費税引き上げ時に自動車取得税が廃止となり、自動車税及び軽自動車税に環境性能割が導入されること

から、本町への交付金を10万円と見込み、計上するものであります。

2款3項1目森林環境譲与税120万円の追加は、歳出同額を計上するものであります。

8款1項2目子ども・子育て支援臨時交付金200万円の追加は、本年10月から始まる幼児教育の無償化に伴い、市町村が負担する部分に対し国が臨時交付金を補正するため、交付額を200万円と見込み、計上するものであります。

13款2項3目衛生費補助金79万4,000円の追加は、母子健康管理システム導入に係る補助金の計上であります。

15款1項1目財産貸付収入13万8,000円の追加は、マイクログラス社に賃貸する旧コンベンションホールの使用料の計上であります。

17款1項1目基金繰入金1億円の追加は、産業振興基金を歳出同額繰り入れるものであります。

18款5項5目雑入691万6,000円の追加は、120年、70年記念事業がいきいきふるさと推進事業交付金の対象になったことから125万円、防災備蓄品整備事業交付金は歳出同額を計上、退職手当組合事前納付金は清算還付金428万7,000円の計上であります。

次ページであります。20款1項1目繰越金2,575万2,000円の追加は、前年度繰越金の計上であります。

21款1項1目環境性能割交付金10万円の追加は、消費税引き上げ時に自動車交付税が廃止となり、自動車税に環境性能割が導入されるから、本町への交付金を10万円と見込み、計上するものでございます。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時09分

○議長（大内兆春） 休憩を解きまして、休憩前

に引き続き会議を開きます。

◎議案第28号

○議長（大内兆春） 日程第13、議案第28号 令和元年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第28号 令和元年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）について提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

令和元年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ50万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,017万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年9月17日提出、北海道上砂川町長。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（大内兆春） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、議案第28号について内容の説明をいたします。

2ページであります。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、5款繰越金50万円の追加で、50万円となります。

1項繰越金、同額であります。

歳入合計が50万円の追加で、9,017万5,000円となります。

2、歳出、1款総務費43万円の追加で、8,995

万円となります。

1 項総務管理費43万円の追加で、8,881万1,000円となります。

2 款諸支出金7万円の追加で、12万5,000円となります。

1 項償還金及び還付加算金、同額であります。

歳出合計が50万円の追加で、9,017万5,000円となります。

事項別明細書5ページ、歳出でございます。3、歳出、1款1項1目一般管理費43万円の追加は、事務用パソコンのOSサポートが明年1月に停止となることから、更新経費を計上するものであります。

2 款1 項1 目償還金7万円の追加は、保険税の精算還付金の計上であります。

次に、4ページ、歳入であります。2、歳入、5 款1 項1 目繰越金50万円の追加は、前年度繰越金を充当し、収支の均衡を図るものであります。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第29号

○議長（大内兆春） 日程第14、議案第29号 令和元年度上砂川町水道事業会計補正予算(第1号)について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第29号 令和元年度上砂川町水道事業会計補正予算(第1号)について提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

(総則)

第1条 令和元年度上砂川町水道事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 令和元年度上砂川町水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(収入)

科目、第1款水道事業収益、既決予算額1億2,997万4,000円、補正予算額400万円、計1億3,397万4,000円。

第2項営業外収益、4,575万7,000円、400万円、4,975万7,000円。

(支出)

科目、第1款水道事業費用、既決予算額1億2,997万4,000円、補正予算額400万円、計1億3,397万4,000円。

第1項営業費用、1億819万9,000円、400万円、1億1,219万9,000円。

次ページです。

(他会計からの補助金)

第3条 予算第8条に定めた、企業債利息償還等のため、一般会計からこの会計へ繰入を受ける金額「4,398万円」を「4,798万円」に改める。

令和元年9月17日提出、北海道上砂川町水道事業管理者、北海道上砂川町長。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（大内兆春） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、議案第29号について内容の説明をいたします。

3ページであります。令和元年度水道事業会計予算実施補正計画書。収益的収入及び支出、収益的収入、1款水道収益400万円の追加で、1億3,397万4,000円となります。

2項営業外収益400万円の追加で、4,975万7,000円となります。

2目繰入金400万円の追加で、4,798万円となります。

収益的支出、1款水道事業費用400万円の追加で、1億3,397万4,000円となります。

1項営業費用400万円の追加で、1億1,219万9,000円となります。

2目配水及び給水費400万円の追加で、1,984万2,000円となります。

事項別明細書4ページ、収益的支出でございます。収益的支出、水道事業費用、営業費用、2目配水及び給水費400万円の追加は、鶉本町地区配水管漏水処理費の計上であります。

次に、収益的収入に参ります。収益的収入、水道事業収益、営業外収益、2目繰入金400万円の追加は、一般会計繰入金を充当し、収支の均衡を図るものであります。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎認定第1号 認定第2号

○議長（大内兆春） 日程第15、認定第1号及び日程第16、認定第2号については関連がございますので、一括議題とし、提案理由及び内容の説明を求めてまいりたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号 平成30年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定について、認定第2号 平成30年度上砂川町水道事業会計決算認定について一括議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま一括上程されました認定第1号及び認定第2号について提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

初めに、認定第1号 平成30年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定について。

平成30年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定について、別冊のとおり監査委員の意見をつけて認定に付する。

認定に付する理由といたしましては、地方自治

法第233条第3項の規定により、監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであること。

次に、認定第2号 平成30年度上砂川町水道事業会計決算認定について。

平成30年度上砂川町水道事業会計決算認定について、別冊のとおり監査委員の意見をつけて認定に付する。

認定に付する理由といたしましては、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであること。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（大内兆春） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、ご指示によりまして、認定第1号及び第2号について内容の説明をいたします。

お手元に配付しております平成30年度上砂川町各会計決算の概要を読み上げ、説明とさせていただきます。

1ページをお開き願います。平成30年度一般会計予算は、第7期総合計画に基づき、経費の縮減を図りつつ、限られた財源の有効かつ効率的運用により、本町の重要課題であります定住対策や子育て支援事業及び高齢者対策などに重点を置き、将来にわたり安心して暮らせる町づくりに向けた予算編成を行ったところであります。平成30年度においても特別職のPerson費を町長18%、平成31年1月から20%、副町長、教育長10%の削減を継続したところであります。積立金、基金につきましては、経費の効率的運用や各種補助金等の活用により、対前年度末比較7,900万円ほどの基金積み立てが増額となり、平成30年度末基金残高は約26億2,000万円ほどとなったところであります。

一般会計での主な歳入歳出の状況であります。

歳入につきましては、町税で前年度対比573万1,000円増の1億8,038万7,000円、地方交付税は前年度対比3,205万1,000円減の17億1,551万8,000円、国庫支出金は橋りょう長寿命化事業及び認定こども園等複合施設建設事業の増収と地方創生費補助金対象事業等の減収との相殺により前年度対比1,337万9,000円増の2億2,821万円、繰入金は本年度は産業振興基金から企業振興促進条例助成金の対象となる誘致企業へ助成する財源として2,160万円を繰り入れし、ふるさとづくり基金から認定こども園等複合施設の図書購入費として100万円を繰り入れし、国民健康保険特別会計においては広域連合の各種基金等の精算による歳計剰余金として6,990万円を繰り入れたところであり、前年度において教育施設整備基金から繰り入れた繰入額との相殺により前年度対比1,680万円減の9,250万円、町債は認定こども園等複合施設建設事業等の増収により前年度対比5億5,213万1,000円増の8億6,872万8,000円となり、歳入総額で36億9,772万2,000円の決算となっております。

歳出であります。人件費で職員の退職による減原と新規採用による増との相殺により前年度対比547万1,000円減の5億4,498万5,000円、扶助費で障害者自立支援費等の増額により前年度対比258万7,000円増の3億2,656万6,000円、補助費等で民間住宅建設費補助金の減額により前年度対比2,282万6,000円減の4億5,245万9,000円、繰出金で下水道会計繰出金等の増額により前年度対比2,538万3,000円増の3億9,653万8,000円、投資的経費で認定こども園等複合施設建設事業や役場庁舎建設実施設計事業の増により前年度対比5億8,688万6,000円増の10億2,699万2,000円となり、歳出総額で36億420万1,000円の決算で、歳入歳出差し引きは9,352万1,000円で、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は9,281万円となるものであります。

次ページであります。財政構造の分析を行う上で重要な経常収支比率につきましては、平成29年

度で臨時財政対策債を含め81.3%でしたが、平成30年度は1.0ポイント増の82.3%となり、これは歳入において普通交付税の交付額が前年度比較1,870万4,000円の減額交付となりましたことから、交付税への依存割合が高い当町としてはその動向による影響が大きく反映されております。財政力指数につきましては、過去3年間平均で11.9%と自主財源の割合が低く、地方交付税など依存財源に委ねている状況にあり、依然として厳しい財政運営となっております。

次に、各特別会計であります。各特別会計の決算状況は、財政法上のルールによる繰入金のほか、収支不足が生じた会計につきましては例年同様一般会計からの繰入金により収支の均衡を図っていることから、平成30年度決算におきましても赤字の特別会計は生じぬ状況となっております。

各会計の決算は、次のとおりとなっております。一般会計では、歳入が36億9,772万2,000円、歳出で36億420万1,000円となり、差し引き9,352万1,000円となります。特別会計であります。4特別会計で歳入が6億9,566万2,000円、歳出で6億9,414万円となり、差し引き152万2,000円となります。全会計の合計で43億9,338万4,000円の歳入に対し、42億9,834万1,000円の歳出で、差し引き9,504万3,000円となったところであります。

なお、3ページ、4ページは各会計決算の主な内容をまとめておりますので、後ほどごらん願います。

なお、詳細につきましては、決算特別委員会におきまして各担当課長より説明いたしますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 以上で認定第1号及び認定第2号についての提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎決算特別委員会設置及び付託について

○議長（大内兆春） 日程第17、決算特別委員会

設置及び付託について議題といたします。

お諮りいたします。ただいま提案がありました認定第1号 平成30年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定並びに認定第2号 平成30年度上砂川町水道事業会計決算認定について、委員会条例の規定に基づき、6名で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託し、審査することにしたと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号及び認定第2号については、6名で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例の規定により議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

それでは、指名いたします。決算特別委員会の委員につきましては、議長と議選の監査委員であります堀内議員を除く全議員を指名いたします。

お諮りいたします。本決算特別委員会の正副委員長につきましては、委員会条例の規定により委員会において互選することになっておりますが、申し合わせによりまして行政常任委員会の正副委員長が兼ねることになっておりますので、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

それでは、委員長には吉川議員、副委員長には伊藤議員を指名いたします。

お諮りいたします。決算特別委員会に地方自治法第98条の審査権限を付与したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、決算特別委員会に地方自治法第98条の審査権限を付与することに決定いたしました。

なお、各会計の決算の資料につきましては、お手元に配付のとおりでありますので、ご参照願います。

◎報告第4号

○議長（大内兆春） 日程第18、報告第4号 平成30年度上砂川町財政健全化判断比率等の報告について議題といたします。

報告理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました報告第4号 平成30年度上砂川町財政健全化判断比率等の報告について提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

提案理由といたしましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、平成30年度決算により算出した財政健全化判断比率等の暫定値を監査委員の審査意見を付して次のとおり報告するものであること。

令和元年9月17日

北海道上砂川町長 奥山光一

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願います。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 以上で報告理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林智明） それでは、ご指示によりまして、報告第4号について内容の説明をいたします。

資料ナンバー6をごらん願います。財政健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき報告するものであります。

各指標の内容であります。初めに、実質赤字比

率ですが、本町の場合は一般会計に係るもので、会計での実質収支は9,281万円の黒字となっていることから、赤字比率はゼロとなっております。

次に、連結実質赤字比率ですが、各特別会計で赤字決算をしていないことから、連結実質赤字比率についてもゼロとなっております。

実質公債費比率ですが、公債費等の償還金に係る負担金の減によりまして前年度より0.5ポイント減の8.4%となる見込みであります。

将来負担比率につきましては、充当可能基金等の増加によりまして前年度同様0.0%となる見込みであります。

資金不足比率につきましては、下水道事業会計、水道事業会計の2会計に係るもので、両会計とも資金不足が生じていないことから、資金不足比率はゼロとなっております。

本町の財政健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、全て国の示す基準以下となっておりますが、今後も人口減少等による自主財源の減少や地方交付税の減収が想定されることから、引き続きこれらの比率を注視しながら財政運営を行ってまいります。

以上、内容の説明とさせていただきますが、このたびの報告は今後国や北海道との協議等により比率が変更となることもあるため、暫定値としての報告であり、住民に対する公表につきましては例年同様町広報及びホームページにて行うこととしております。なお、総務省におきましても10月上旬にこの暫定値の公表を行う予定となっており、確定値につきましては11月下旬から12月上旬に公表が行われる予定となっておりますことを申し添え、報告とさせていただきます。

それでは、本文に参ります。1、財政健全化判断比率、暫定値。単位はパーセントでございます。区分、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率。上砂川町の比率、0.00、0.00、8.4、0.00。早期健全化基準、15.0、20.0、25.0、350.0。財政再生基準、20.0、30.0、35.0。

2、資金不足比率、暫定値。単位はパーセントでございます。特別会計の名称、資金不足比率、経営健全化基準。下水道事業特別会計、0.00、20.0。水道事業会計、0.00、20.0。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 以上で報告並びに内容の説明を終わります。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） ないようですので、打ち切ります。

したがって、報告第4号 平成30年度上砂川町財政健全化判断比率等の報告については、報告済みといたします。

◎休会について

○議長（大内兆春） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。議案調査のため明日18日と19日は休会にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、18日と19日は休会することに決定いたしました。

なお、あす18日につきましては常任委員会を、19日につきましては決算特別委員会を開催して付託案件の審議をしていただくことになっておりますので、よろしく願いいたします。また、20日は午前10時より本会議を再開いたしますので、出席方よろしく願いいたします。

◎散会の宣告

○議長（大内兆春） 本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦勞さまでございました。

（散会 午前11時35分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 大 内 兆 春

署 名 議 員 数 馬 尚

署 名 議 員 堀 内 哲 夫

上砂川町議会第3回定例会会議録（第2日）

9月20日（金曜日）午前10時00分 開議
午前11時12分 閉会

○議事日程 第2号

- 第 1 会議録署名議員指名について
- 第 2 一般質問
- 第 3 議案第25号 上砂川町森林環境譲与税基金条例の制定について
- 第 4 議案第26号 上砂川町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 5 議案第27号 令和元年度上砂川町一般会計補正予算（第4号）
- 第 6 議案第28号 令和元年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）
- 第 7 議案第29号 令和元年度上砂川町水道事業会計補正予算（第1号）
※ 議案第25号～第29号は、質疑・討論・採決とする。
- 第 8 認定第 1号 平成30年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定について
- 第 9 認定第 2号 平成30年度上砂川町水道事業会計決算認定について
※ 決算特別委員会委員長報告
- 第10 調査第 3号 所管事務調査について

（追加日程）

- 第11 意見書案第2号 「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学

級」の実現に向けた意見書

- 第12 意見書案第3号 道教委「これからの高校づくりに関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書
- 第13 意見書案第4号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書

○会議録署名議員

5番 数馬 尚
6番 堀内 哲夫

◎開議の宣告

○議長（大内兆春） おはようございます。ただいまの出席議員は8名です。

理事者側につきましては、全員出席しております。

定足数に達しておりますので、令和元年第3回上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、休会を解きまして再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

（開議 午前10時00分）

◎会議録署名議員指名について

○議長（大内兆春） 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、5番、数馬議員、6番、堀内議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

◎一般質問

○議長（大内兆春） 日程第2、一般質問を行います。

本件につきましては、議長の手元まで通告が参っておりますので、順を追って許可してまいりたいと思います。

◇ 数馬 尚 議員

○議長（大内兆春） 5番、数馬議員、ご登壇の上、ご発言願います。

○5番（数馬 尚） 第3回定例会に当たり、高齢者が安心、安全に暮らせる町づくりを一層推進するため、一般質問をさせていただきたいと思いをします。

ここ二、三年、高齢ドライバーによる痛ましい交通事故が社会問題になっていますが、ニュースで取り上げられるたび胸が痛くなる思いがいたします。幸い本町におきましては、関係機関、関係各位の交通安全運動の取り組みとドライバー個々の安全運転に対する意識の向上により、昨年12月12日に交通事故死ゼロの日3,000日を達成し、現在3,500日達成を目指していることは喜ばしい限りであります。こうした状況下において、本町においては高齢ドライバーによる自動車運転事故防止対策として平成30年度から運転に不安のある65歳以上の高齢者を対象に運転免許証自主返納支援事業を実施し、一定の効果を上げていることはまことに時機を得たものと評価するものであります。

人間の身体機能には個人差があります。一方においては、65歳はもとより後期高齢者と定義されている75歳になっても現役世代に負けず元気いっぱい活動している高齢者はたくさんおります。交通の便が悪い上砂川町では車は日常生活に欠かせない足であり、通院にも買い物にも車は必要不可欠です。現実問題として、車を運転することができなくなった高齢者は行動範囲も狭くなり、日

常生活が非常に不便になります。9月6日付北海道新聞にも、車の運転をやめて自由に移動する手段を失った高齢者は運転を続けている人に比べ要介護状態になるリスクが2.2倍になると筑波大学の研究結果が発表されております。

上砂川町では人口の半分は高齢者であり、元気な高齢者によって町が支えられていると言っても過言ではありません。このまま推移すると高齢者の人口流出がますます増加すると思いをします。

そこで、東京都が本年度から実施し、他の自治体でも実施の動きがある高齢者安全運転支援装置、いわゆるペダル踏み間違い防止装置購入費助成事業を本町でも実施し、高齢ドライバーの不安を解消するとともに、悲惨な交通事故を未然に防止し、まだまだ元気に運転し、上砂川で頑張っている生活したいと思っている高齢者を支援していただきたいと思いをしますが、町としての見解をお伺いしたいと思いをします。よろしくお祈いします。

○議長（大内兆春） ただいまの5番、数馬議員の質問に対し、答弁を求めてまいります。白土住民課長。

○住民課長（白土ゆかり） 5番、数馬議員のご質問、高齢ドライバーに対する安全運転支援装置、ペダル踏み間違い防止装置購入費助成事業の創設についてにお答えいたします。

国は、相次ぐ高齢者の交通事故を受け、本年6月に未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策を決定し、この中で対策の一つに安全運転サポート車の普及を掲げており、令和2年度の概算要求にも安全運転サポート車、安全運転支援装置の普及が盛り込まれているところでございます。具体的には、新車に搭載されるペダル踏み間違い時加速抑制装置等の性能認定制度実施に向けた調査や新車の自動ブレーキ搭載の義務化の検討、後づけの安全運転支援装置の性能認定制度実施に向けた調査等を行うとしており、これに伴い、国内自動車メーカーも後づけの加速抑制装置の開発計画を国に提出してまいります。こうした後づけの安全

運転支援装置で現在市販されている製品では取りつけ工事費を含め4万円くらいから購入できるものもございますが、全ての車種には適応となっていないこと、また性能に関する国の基準もまだ存在していない状況という現状でございます。

助成制度を実施している自治体の助成内容を見ますと、東京都が1台につき10万円を上限とし、費用の9割を補助しているという以外にも、福井県では3万円を上限とし、費用の2分の1を助成、群馬県大泉町では上限2万円で費用の2分の1を補助、岡山県美咲町では15万円を上限とし、費用の3分の2を補助というような状況で、また衝突被害軽減ブレーキを搭載した新車を購入した場合に補助を行うという自治体もあるようでございます。

本町におきましては、高齢者の交通安全対策として昨年7月から実施しております高齢者運転免許証自主返納支援事業の現在までの申請者数が54名、そのうち75歳以上が41名でした。また、高齢者等の外出を支援するため本年4月から実証運行中の乗り合いタクシーにつきましては、現在121名が登録し、月30名程度の利用があり、こうした事業により交通安全対策に一定の成果があると考えております。

議員のご質問である助成事業の創設につきましては、国の後づけの安全運転支援装置の性能認定制度等の動向により、現在の装置以上の装置の開発も期待できることから、本町といたしましては昨年からは開始した自主返納支援事業と乗り合いタクシー制度を中心に安全対策を進め、警察等関係機関とも連携しながら来年度以降の国内メーカーの動向やさらなる後づけ装置の開発等の状況を見て制度創設を検討してまいりたいと考えておりますことを申し上げ、答弁いたします。

○議長（大内兆春） ただいまの答弁に対し、再質問があれば許可いたします。

○5番（数馬 尚） ありません。

○議長（大内兆春） ないようですので、打ち切

ります。

◇ 高橋成和議員

○議長（大内兆春） 次、8番、高橋副議長、ご登壇の上、ご発言願います。

○副議長（高橋成和） 令和元年第3回定例会に当たり、通告しております2件の質問をいたします。

1件目、小中学校の教室のエアコン設置について質問いたします。小中学校の教室のエアコン、空調設備の設置については、近年の異常気象の影響により、児童生徒の熱中症による健康被害を考慮し、国が地方自治体に空調設備の設置を推進しているところであります。しかし、全国的には普及率が少しずつ伸びているものの、北海道においては設置率が1割にも満たない状況です。その背景として、一昔前の夏場は北海道において日中の最高気温が25度を超えることは余りなく、エアコンは必要ないものと考えられておりました。しかしながら、この数年は記録的な異常気象の影響により、町内では5月の連休時期にも真夏日になり、7月から8月末までの最高気温が25度から30度の日が月の半分以上と多くなり、公共施設の室内温度も30度前後に上昇し、加えて湿度も65%を越す日が幾日も続きました。また、9月に入ってから真夏日が数日間続くなど、これまで北海道では小中学校の児童生徒への熱中症等の健康被害の影響はないと思われておりましたが、快適な学習環境を整えるためにもエアコンの設置は重要になってきていると思います。

そのような中、近隣自治体においてエアコンの設置状況については、昨年校舎を新築した赤平中学校や三笠市や砂川市においても国の補助金を活用してことしから小中学校の教室にエアコンを導入することが決まっており、既に改修工事が終わっている学校もあるそうです。こうした近隣の自治体に導入の動きがあることで、他の自治体においてはこれまで空調設備の設置に慎重になってい

ましたが、今後工事費用やランニングコストの問題はありますが、国の補助金の動向を見ながらエアコン導入に向けての動きがあるのではないかと考えられます。

本町においても昨年完成した認定こども園ふたばにはエアコンが導入されており、さきに申し上げた地球温暖化による異常気象や近隣の学校に導入の動きがあることで、児童生徒の保護者から学校を通じて教育委員会に対してエアコン設置に向けての要望が多く寄せられているのではないかと考えられます。現在小中学校の教室内では暑さ対策として扇風機を各教室に設置していますが、室内全体の温度、湿度を下げるまでには至っておりません。児童生徒の熱中症予防対策や学習効果を上げるためにも、エアコン設置の整備計画について今後の方針をお伺いいたします。

2件目の質問でございますが、コミュニティ・スクール導入に向けて質問いたします。教育基本法の改正により市町村に努力義務が求められている学校運営協議会、コミュニティ・スクールですが、本町においても先月設立に向けた準備委員会が発足いたしました。小中学校が主体となり、地域の課題を的確に把握し、地域の多くの方を巻き込んで児童生徒の教育活動の推進を目指していくとのことで、大変期待がされているところです。地域を活性化する活動を通じて今後どのように児童生徒たちに変化の激しい時代を主体的にたくましく生き抜く力を身につけさせることができるのか、準備委員会においても意見交換がされると思いますが、現時点での今後の設立までの予定についてお伺いいたします。

先日の準備委員会においてアドバイザーの方の説明を聞いていたところ、やはり地域の方々と学校と児童生徒の協力関係を築き上げるためには共同の体験型事業への推進がこれから求められてくると思います。既に本町において地域のボランティア団体、自治会、社会福祉協議会、商工会議所からの要請等で小中学校と連携し、幾つかの事業

を実施しております。他の自治体においても実際事業を学校側と連携して行った団体の方々に地域コーディネーターとして入っていただき、指導協力をいただいているところが多いようです。これまで行ってきた体験学習を生かし、児童生徒に町内外に向けて事業実践の発表の場を定期的に設けることで地域の方々との密接な関係を築き上げることができ、今後の学習支援や町おこしの発展につながると認識しております。

教育委員会としては、学校運営協議会へのアドバイスや学校、地域協力団体との連絡調整をする立場なのではないかと思っておりますけれども、小中学校との話し合いの中で今後どのような進め方をして児童生徒たちへの教育効果を上げていくのか、現時点での計画についてお聞かせ願います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（大内兆春） ただいまの8番、高橋副議長の質問に対し、答弁を求めてまいります。斉藤教育次長。

○教育次長（斉藤琢也） 8番、高橋議員の1件目の質問、小中学校の教室のエアコン設置についてお答えいたします。

小中学校におけるエアコンの整備につきましては、近年の猛暑化する状況の中、昨年7月に愛知県豊田市において小学1年生が校外学習後に熱中症で死亡するなど、子供たちの健康や命を脅かす痛ましい事故が発生し、国では緊急的にこの対策として、平成30年度単年度措置としてブロック塀・冷房設備対策臨時特例交付金制度を創設し、学校のブロック塀の安全対策や教室への空調設置を促したところであります。

空知管内のエアコンの設置状況であります。議員のご質問のとおり、三笠市、砂川市、赤平市においてエアコンの設置、または設置を予定しているものの、その他の市町においては設置計画は未定で、全道的にも設置は進んでいない状況にあります。

本町におけるこの夏の気象状況であります。

ことは例年になく気温が高く、さらに湿度も高い日が7月下旬から8月上旬にかけて続き、7月から8月末までの間で土曜日、日曜日、夏休み以外における気温が25度以上となった夏日は10日間ありましたが、30度を超えた真夏日はございませんでした。学校PTAを含め、教育委員会へのエアコン設置要望はございませんが、保護者アンケートにおいて要望があり、認定こども園にも設置されていることを鑑みますと、エアコンは将来的には必要と考えております。

国においては、道路、橋梁、役所など個別ごとの公共施設における長期にわたる維持管理計画、いわゆる長寿命化計画の策定が補助採択の前提となり、公立学校においては令和2年度中の策定が求められておりますので、この計画を策定するに当たり、学校と必要箇所の協議を行い、エアコン設置に向け検討してまいりたいと存じます。

いずれにいたしましても、近年の異常とも言える夏季期間の高温対策について、学校とも連携を図り、扇風機の活用や窓をあけるなど、子供たちの健康管理に努めてまいります。

次に、2件目のご質問、コミュニティ・スクール導入に向けてについてお答えいたします。

学校運営協議会制度、いわゆるコミュニティ・スクールについて議員より説明があったところがありますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により各市町村教育委員会に対して設置について努めるよう位置づけされており、平成30年9月現在、道内におけるコミュニティ・スクールの導入は2割強となっております。主な役割としては、学校長が作成する学校運営の基本方針を承認することが必須条件として求められており、そのほかには学校運営について意見を述べることや教職員の任用に関して意見を述べるができることとなっておりますが、現状としては任用については特段触れられていないようです。

当町においては、現在開かれた学校づくりを進

めるため、校長が必要に応じて学校運営に関する保護者や地域住民の意見を聞くための学校評議員制度を活用し、学校の活性化も行っているところです。今後人口減少が想定される中、次代を担う子供たちの育成に学校のみならず保護者や地域住民もかかわることがとても重要であると考え、本年度よりコミュニティ・スクール設立に向け、8月27日に準備委員会を開設したところであり、あわせて委員の皆様へに共通認識を持っていただくため、専門的な知識を持つCSアドバイザーを講師に迎え、制度の概要を説明していただきました。今後のスケジュールについてであります。10月10日に第2回目の準備委員会を開催する予定であり、学校運営協議会の委員体制など協議を行うことと現在各学校において地域の方々に協力していただき実施している事業の洗い出しを行い、現状の把握を予定しております。その後において数回の協議を行い、子供たちを地域みんなで育てていく、また学校を応援する仕組みとなるように、学校運営協議会設立に向け努めてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、先進的にいわゆるコミュニティ・スクールを導入している教育委員会を参考にしながら、準備委員会の委員の皆様と十分に協議を行いながら、当町としてできることから少しずつにはなると思いますが、地域の方々と一緒に学校を支えられる組織となるよう進めてまいりますことを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（大内兆春） ただいまの答弁に対し、再質問があれば許可いたします。

○副議長（高橋成和） ありません。

○議長（大内兆春） ないようですので、打ち切ります。

◇ 吉 川 洋 議 員

○議長（大内兆春） 次、4番、吉川議員、ご登壇の上、ご発言願います。

○4番(吉川 洋) 第3回定例会に当たり、老朽住宅の除却対策について質問させていただきます。

所管事務調査において老朽不良建築物の調査をして、先般報告させていただきました。その中において問題点を示させていただきました。そこで、視点を一般の個人住宅に向け、5年、10年後の将来を考えますと、所有者の方々の高齢化が進み、老朽住宅がふえるものと考えられます。現在原則的には住宅所有者は公的住宅へは入居できません。しかしながら、担当において町民の置かれている状況を考え、何とか希望に沿うことができないかとその対応をしているところが実態であります。

これらの高齢の老朽住宅所有者の方々の支援が必要と考えられます。また、近隣自治体においては、それなりの条件のもと、個人住宅の除却に対して補助金制度を整備しているところもありますが、当町においては現在その制度はございません。そこで、当町においても除却において補助金制度とともにもう一步踏み込んで、対象者は高齢の方が多いので、大変難しいとは思いますが、法的約束事を整備した上で個人住宅の除却に対する貸付制度等もあると、将来何もできず、放置され、老朽不良家屋になりかねない物件を少しでも減少することができると思いますが、これらについてどのようにお考えかお答えいただきたく、質問いたします。

○議長(大内兆春) ただいまの4番、吉川議員の質問に対し、答弁を求めてまいります。佐藤建設課長。

○建設課長(佐藤康弘) 4番、吉川議員のご質問、老朽住宅の除却対策についてお答えいたします。

初めに、本町における老朽不良建築物等が起因となる被害の発生の対策につきましては、平成24年に策定した空き家等の適正管理に関する条例に基づき、所有者の責務を明確にするとともに、管理不全な状態と判断する場合には所有者に

対し適正な管理を行うよう指導勧告を行っております。

議員ご指摘の高齢の老朽住宅所有者の方々の支援ではありますが、原則として持ち家の方については公営住宅への入居を認めておりませんが、持ち家が保安上危険な住宅である場合や衛生上有害な環境であるなどの困窮状況に応じて、持ち家の処分に係る誓約書の提出を条件に高齢者に限らず公営住宅への入居を認め、柔軟に対応しております。

次に、個人住宅の除却に対して、近隣自治体では一定の条件のもと個人住宅の除却に対して補助金制度を整備しているところもありますが、近隣の状況を確認しますと、制度があるにもかかわらず老朽住宅の除却が進んでいない実態もあります。また、除却の補助制度とともに個人住宅の除却に対する貸付制度の創設についてですが、貸し付けは返済が条件であることから、貸付金の返済能力の有無の判断や返済が滞った場合町が代位弁済をするなど大きなリスクが生じることが懸念されます。

現段階では、除却に対する補助金や貸し付けの制度化を行う予定については、近隣の実態など十分に検討しなければならないと考えており、引き続き条例に基づき適正な管理、指導を行うことで老朽不良家屋の増加に歯どめをかけ、生活環境の保全を図ってまいりますことを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長(大内兆春) ただいまの答弁に対し、再質問があれば許可いたします。

○4番(吉川 洋) ありません。

○議長(大内兆春) ないようですので、打ち切ります。

◇ 越 前 等 議 員

○議長(大内兆春) 次、2番、越前議員、ご登壇の上、ご発言願います。

○2番(越前 等) 高齢者支援対策について質問いたします。

高齢者割合が50%台になり、少子高齢化がとまらない実情ですが、高齢者の方々には今後まだまだ元気に明るく当町で生活していただくために、できるだけ不安を持たせず、日常の生活を送ってもらうことが重要だと考えます。しかし、年金が減らされ、切り詰めた生活を送っている方が多いのも事実だと思います。そのため、今行政がその高齢者にいかに寄り添った施策を打ち出せるかが大きな役割と責任になっているのではないかと思います。

そこで、認知症予防にも力を入れている当町において、認知症予備群の掘り起こしや対策など、認知症対策として必要なことと感じていると思います。最近では、認知症の危険因子として加齢による難聴の放置が最大の危険要因であると発表されました。それに伴い、身体障害者手帳の対象とならない軽中度難聴者の補聴器購入を助成する自治体がふえております。認知症重度化をいかに防ぐかで介護保険料などへの影響も大きく変わってきます。当町においても今後身体障害者手帳の対象とならない軽中度難聴者の補聴器購入の助成を行い、認知症重度化を進行させないために未然に防ぐことが重要でないかと考えていますが、町としてのお考えをお伺いいたします。

以上であります。

○議長（大内兆春） ただいまの2番、越前議員の質問に対し、答弁を求めてまいります。山崎福祉課長。

○福祉課長（山崎数浩） 2番、越前議員のご質問、高齢者支援対策についてお答えいたします。

初めに、本町の65歳以上人口は8月末現在1,475人、高齢化率50.6%と少子高齢化は全国よりも早く進行しており、住民の健康づくりや認知症予防、介護予防は大きな課題であります。本町においては、国の認知症施策推進総合戦略、新オレンジプランの施行などをきっかけとし、平成27年度から他市町に先駆け、積極的な認知症対策を進めております。

認知症の防御因子とされる発症予防策としては、運動、口腔に係る機能の向上、栄養指導、社会交流、趣味活動など日常生活における取り組みが認知機能低下の予防につながる可能性が高いことから、本町では百歳体操、ヘルシー体操、足若の日、ヨガ、ボール運動、認知症カフェなど介護予防事業を積極的に取り組んでいるところであります。また、まちの駅ふらっとで毎月開催している認知症カフェ、カフェまちなかの活動は、認知症の正しい知識を習得し、支援方法を学んだケアサポーターが参加者との会話から認知症の疑いのある人を見つけ、支援につなげることや認知症の人とその家族の居場所づくりの支援を行っております。ことし2月には、このような活動が評価され、認知症患者を支援するNPO法人全国キャラバン・メイト連絡協議会から認知症サポーター優良活動事例として全国表彰を受けたところです。

議員のご質問の身体障害者手帳の対象とならない軽中度の難聴者の補聴器購入の助成については、認知症の予防対策として補聴器を使用する有効性は理解いたしますが、厚生労働省において補聴器への公的助成を検討されていることから、推移を注視しつつ、当面は介護予防事業を重点的かつ積極的に実施していくとともに、今後も町民が住みなれた地域で暮らし続けられるよう、地域共生社会の実現に向け、地域包括ケアシステムの構築と推進を図ってまいりますことを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（大内兆春） ただいまの答弁に対し、再質問があれば許可いたします。

○2番（越前 等） ありません。

○議長（大内兆春） ないようですので、打ち切ります。

◇ 小澤一文 議員

○議長（大内兆春） 次、1番、小澤議員、ご登壇の上、ご発言を願います。

○1番（小澤一文） 新放課後子ども総合プラン

の策定は、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全、安心に過ごし、多様な体験、活動を行うことを目的としています。具体的には、希望する全ての児童を対象に学習支援やスポーツ活動、多様な体験プログラムの実施等を行う事業に放課後子ども教室があります。そして、もう一方には、小学校に就学している子供でその保護者が労働、疾病、介護等により昼間家庭にいない小学校の子供に対し、放課後等に適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業としての放課後児童健全育成事業があります。これを放課後児童クラブと呼んでいます。国は、一体型、または連携した両事業の継続的な整備を推進しており、2019年度から向こう5年間を対象とする新たなプランを策定しました。本町は、両事業を通して子供たちの健全な育成を図る大きな役割を負っており、大変重要な事業であると考えます。

初めに、放課後児童健全育成事業についてお伺いします。仕事等のやむを得ない事情で昼間家庭にいられない保護者にとっては、放課後や学校休業日での子供の生活や安全の確保は最も優先される課題となっています。特に低学年児童の安全、安心な居場所を確保することは子供の健全な育成を図る上でも重要な観点となります。また、近年の女性の社会進出等によって、さらなる共働き家庭の児童数の増加が見込まれています。あわせて、障害等の特別な配慮を必要とする児童の受け入れについても全国的に増加傾向にあり、全ての児童の安全、安心な居場所を確保するため、放課後児童クラブの追加的な整備が不可欠となっているようです。

さて、本町は、放課後児童クラブの整備及び運営について、省令で定める基準を踏まえ、平成26年12月には本事業に関する条例を制定しています。また、子育て支援推進の町として子育て支援に積極的に取り組んでいます。放課後児童健全育成事業、放課後児童クラブはいまだ整備がされ

ておりません。保護者からは、児童館の役割とは違う放課後児童クラブの整備を求める声があります。本事業は、これからの子育て支援の枠組みの中にあって必要な支援事業であると考えますが、放課後児童健全育成事業、放課後児童クラブについてどのような対応を考えておられるのかお伺いします。

次に、プール場の施設の整備についてお伺いします。認定こども園の開園に伴い、認定こども園西側の駐車場が広く整備されたことによって、駐車場に隣接するプール場の屋外の整備状況が大きく変わりましたので、この整備状況についてお伺いします。

初めに、プール場へ向かう子供たちが認定こども園駐車場西側を歩いてプール場の正面入り口まで向かう通路についてですが、ご存じのようにここは交差点が近く、駐車場の出入り口であり、歩道も安全帯もありません。なおかつ、プール場へ子供たちを安全に導くような通路とは言いがたく、安心、安全が十分に確保されているのか疑問です。さらに、正面入り口手前の狭い敷地は自転車を駐輪するためのスペースとして使われており、安全な通路の確保と子供たちの安全の確保が困難な状況が発生します。こうしたことから、安全に通行できるよう万全な対応が求められています。

そこで、例えば車両進入防護柵やポール等の設置による安全な通路の確保や注意喚起を促す路面標示を施す等の対策を講ずるべきではないかと考えますが、現状の対策で十分安全が確保されているとお考えでしょうか、見解を求めます。

また、プール利用者や関係者が使用する駐車場がなくなり、認定こども園駐車場を利用することになったものと理解していましたが、この夏プール関係者の車両はプール場入り口東側のやや傾斜のある狭いスペースに車両を駐車していました。今指摘したスペースを専用駐車場として利用させていたのであれば、公共施設の駐車場としては妥

当なものなのか甚だ疑問を感じます。また、車両の乗り入れのため、駐車場の縁石を早く傷めることにもなります。もとより専用駐車場として指摘したスペースには、車両の出入りが当初から計画があったと思われるかのように高さの低い縁石が当該駐車スペースに沿って約6メートルにわたり敷設されています。つきましては、今後のプール場駐車場の利用について最後にお伺いして私の質問を終わります。

○議長（大内兆春） ただいまの1番、小澤議員の質問に対し、答弁を求めてまいります。斉藤教育次長。

○教育次長（斉藤琢也） 1番、小澤議員の1件目のご質問、放課後児童健全育成事業についてお答えいたします。

放課後児童クラブにつきましては、保護者の就労、病気などの理由により小学生のお子さんを家庭において十分に保育できない場合に保護者にかわって放課後などに保育する事業であります。放課後児童クラブにつきましては、平成27年度に策定した子ども・子育て支援計画のアンケート調査において一部要望があったことから、設置について検討いたしました。対象となる児童数が減少傾向にあり、また認定こども園の建設計画の中で児童館と放課後児童クラブの両機能を有する児童館を認定こども園に併設し、十分なスペースの確保をすることにより、従前の児童館では難しかった事業を実施できるようハード、ソフト面での整備拡充とあわせ、認定こども園と一体化を行い、職員配置の充実も図られ、安全対策も強化することができたと考えております。

また、本町の放課後における事業につきましては、平日については全ての児童を対象とした児童館事業、教育委員会が木曜日に小学校体育館で行っている放課後子ども教室、毎週1回、小学校4年生以上を対象とした公設学習塾があり、町内の指導者が行っております少年野球も平日の放課後に週二、三回程度あります。土曜日においては、

教育委員会が主催している月1回のキッズ体験クラブや児童館が主催しておりますお習字教室などさまざまな形で子供たちの放課後活動をサポートしているところであります。

放課後児童クラブの整備につきましては、児童館の名称ではありますが、さきに述べましたとおり、児童館において放課後児童クラブに準じた機能を持たせた運営をすることとしており、改めて設置の予定はありませんが、これまで同様子供たちの安全や利便性を重視しつつ、子供たちが自由に伸び伸びと過ごせる空間として各種事業を実施してまいりますことを申し上げます。

次に、2件目のご質問、プール利用者の安全な通路の確保等についてお答えいたします。

鶉プールの利用者駐車場については、認定こども園が完成するまでは正式な駐車場はなく、敷地内のあいているスペースに自由に駐車していたところでございます。そのため、認定こども園の建設にあわせ、プール利用者も駐車できるよう共有の駐車場を整備したところであり、歩道などの整備はございませんが、全面舗装を施すことにより、危険であった切り株も撤去され、町道との交差点も線形を変え、見通しを改善するなど安全確保に努めたところでございます。

安全対策として車両進入防護柵やポール等の設置が必要なのではとのご質問ですが、それらを設置することにより広げた出入り口が狭くなり、接触事故も懸念されることや冬期除排雪の支障となることから、注意喚起を促す路面標示等については検討していきたいと考えてまいります。なお、車両が縁石を乗り越え駐車しており、縁石を傷めることになるのではとのご指摘ですが、プール管理人がスペースを広く維持するために駐車していたものでありますので、次年度よりとめないよう指導してまいります。あわせて、プール利用者に係る駐車スペースについては、再度認定こども園と協議を行い、園児や利用者が安全に利用できるよう検討していくことといたしま

す。

いずれにいたしましても、夏季間ではありますが、プール利用者のみならず、こども園への送迎のために自家用車が入りいたしますし、また自転車でプールに来る子供たちもいることから、プール利用者にはプールが開場となる前に駐車場の利用については広報を通じて周知をし、利用者が安全に利用できるよう努めてまいりますことを申し上げ、答弁いたします。

○議長（大内兆春） ただいまの答弁に対し、再質問があれば許可いたします。

○1番（小澤一文） ありません。

○議長（大内兆春） ないようですので、打ち切ります。

以上で一般質問を終了いたします。

◎議案第25号 議案第26号 議案第27号
議案第28号 議案第29号

○議長（大内兆春） 日程第3、議案第25号から日程第7、議案第29号については既に提案理由並びに内容の説明が終了いたしておりますので、順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

日程第3、議案第25号 上砂川町森林環境譲与税基金条例の制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 討論なしと認めます。

これより議案第25号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号 上砂川町森林環境譲与税基金条例の制定については、原案のとおり決定いたしました。

日程第4、議案第26号 上砂川町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 討論なしと認めます。

これより議案第26号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号 上砂川町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

日程第5、議案第27号 令和元年度上砂川町一般会計補正予算（第4号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 討論なしと認めます。

これより議案第27号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号 令和元年度上砂川町一般会計補正予算（第4号）については、原案のとおり決定いたしました。

日程第6、議案第28号 令和元年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 討論なしと認めます。

これより議案第28号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号 令和元年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）については、原案のとおり決定いたしました。

日程第7、議案第29号 令和元年度上砂川町水道事業会計補正予算（第1号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 討論なしと認めます。

これより議案第29号について採決をいたしま

す。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号 令和元年度上砂川町水道事業会計補正予算（第1号）については、原案のとおり決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時49分

再開 午前10時59分

○議長（大内兆春） 休憩を解きまして、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

◎認定第1号 認定第2号

○議長（大内兆春） 日程第8、認定第1号 平成30年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定について、日程第9、認定第2号 平成30年度上砂川町水道事業会計決算認定について議題といたします。

本件につきましては、決算特別委員会を設置いたしまして、それぞれ付議しており、その審査の結果報告書が議長の手元に提出されておりますので、この際2件を一括して決算特別委員長より報告を求め、その後それぞれ採決してまいりたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

それでは、吉川決算特別委員長、ご登壇の上、審査結果の報告をお願いいたします。

○決算特別委員長（吉川 洋） それでは、決算特別委員会の審査報告をいたします。

本決算特別委員会に付託されました案件について審査の結果、報告書どおり結論を得ましたので、会議規則第76条の規定により報告をいたします。

議件は、認定第1号 平成30年度上砂川町一般会計及び特別会計（国民健康保険特別会計・後期高齢者医療特別会計・下水道事業特別会計）決算

認定についてと認定第2号 平成30年度上砂川町水道事業会計決算認定についてであります。

審査の経過は、令和元年9月17日の第3回上砂川町議会定例会において付託になりました全議件について、去る9月19日に本特別委員会を開催し、地方自治法の規定に基づき提出された決算書並びに関係書類により所管課長等から説明聴取をし、慎重に審査をいたしました。

審査の結果は、認定第1号、平成30年度上砂川町一般会計及び特別会計決算と認定第2号、平成30年度上砂川町水道事業会計決算は、それぞれ原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上、報告といたします。

○議長（大内兆春） ただいま決算特別委員会委員長より、認定第1号及び認定第2号についてそれぞれお手元に配付してありますように報告書をもって報告がございました。

本件については全員により審議されておりますので、この際質疑、討論を省略し、採決してまいりたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。認定第1号に対する委員長の報告は認定すべきものとなっております。委員長の報告どおり、認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号 平成30年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定については、委員長報告どおり原案を認定することに決定いたしました。

次、認定第2号に対する委員長の報告は認定すべきものとなっております。委員長の報告どおり、認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、認定第2号 平成30年度上砂川町水道事業会計決算認定については、委員長報告どおり原案を認定することに決定いたしました。

◎調査第3号

○議長（大内兆春） 日程第10、調査第3号 所管事務調査について議題といたします。

お手元に配付してありますように、議会運営委員長から、会議規則第74条の規定により閉会中の継続調査についての申し出がありましたので、委員長の申し出のとおりこれを許可してまいりたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の申し出のとおり許可することに決定いたしました。

◎追加日程について

○議長（大内兆春） ただいま議長の手元に意見書案3件が所定の手続を経て提出されておりますので、これを追加日程のとおり追加し、議題に付したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、追加議事日程のとおり追加することに決定いたしました。

なお、日程第11、意見書案第2号から日程第13、意見書案第4号まで3件の意見書案の本文は相当量となっておりますので、本文読み上げについては省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第2号から意見書案第4号まで本文読み上げによる内容説明を省略することに決定いたしました。

◎意見書案第2号

○議長（大内兆春） 日程第11、意見書案第2号

「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書について議題といたします。

5番、数馬議員、ご登壇の上、ご発言願います。

○5番（数馬 尚） 「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書（案）。

本意見書案について、会議規則第13条の規定により提出する。

令和元年9月20日

上砂川町議会議長 大内兆春様

提出議員 数馬 尚

賛成議員 吉川 洋 伊藤 充 章

本文に入りますが、本文の読み上げによる内容の説明は省略させていただきます。

意見書案第2号 「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年9月20日

上砂川町議会議長 大内兆春

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、内閣府特命担当大臣（地方創生担当）。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第2号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第2号 「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書は、原案のとおり決定いたしました。

◎意見書案第3号

○議長（大内兆春） 日程第12、意見書案第3号 道教委「これからの高校づくりに関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書について議題といたします。

5番、数馬議員、ご登壇の上、発言願います。

○5番（数馬 尚） 道教委「これからの高校づくりに関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書（案）。

本意見書案について、会議規則第13条の規定により提出する。

令和元年9月20日

上砂川町議会議長 大内兆春様

提出議員 数馬 尚

賛成議員 高橋 成和 小澤 一文

本文に入りますが、本文の読み上げによる内容の説明は省略させていただきます。

意見書案第3号 道教委「これからの高校づくりに関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書について議題といたします。

もにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年9月20日

上砂川町議会議長 大内 兆 春
提出先 北海道知事、北海道教育委員会教育長。
以上でございます。

○議長（大内兆春） 以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第3号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第3号 道教委「これからの高校づくりに関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書は、原案のとおり決定いたしました。

◎意見書案第4号

○議長（大内兆春） 日程第13、意見書案第4号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書について議題といたします。

8番、高橋副議長、ご登壇の上、ご発言願います。

○副議長（高橋成和） 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書（案）。

本意見書案について、会議規則第13条の規定により提出する。

令和元年9月20日

上砂川町議会議長 大内 兆 春 様

提出議員 高橋 成 和

賛成議員 数馬 尚 吉 川 洋

本文に入りますが、本文の読み上げによる内容の説明は省略させていただきます。

意見書案第4号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年9月20日

上砂川町議会議長 大内 兆 春
提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第4号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第4号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書は、原案のとおり決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（大内兆春） 以上で本定例会に付議されました案件につきましては全て終了いたしましたので、令和元年第3回上砂川町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでございました。

（閉会 午前11時12分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 大 内 兆 春

署 名 議 員 数 馬 尚

署 名 議 員 堀 内 哲 夫